（金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に係る届出）

第二百四十六条の二十七　法第六十三条の十一第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、別紙様式第二十一号の六により作成した海外投資家等特例業務に関する届出書に、当該届出書の写しを添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

2　法第六十三条の十一第一項又は同条第二項において読み替えて準用する法第六十三条の九第七項に規定する内閣府令で定める事項は、第二百四十六条の十三第一号から第三号までに掲げる事項とする。

3　第一項の届出書には、法第六十三条の八第一項各号に掲げる行為に係る次に掲げる事項を記載した書面を添付するものとする。

一　出資対象事業持分を有し、又は有することとなる者の種別（法第六十三条の八第二項各号の種別をいう。）

二　出資対象事業持分を有し、又は有することとなる者のうちに居住者がある場合にあっては、居住者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の予定総額及び非居住者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の予定総額

三　出資対象事業持分を有し、又は有することとなる者のうちに第二百四十六条の十第一項第二号に掲げる要件に該当する者がある場合にあっては、同号の外国の法令の概要

4　第一項の届出書（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、別紙様式第二十一号の六に準じて英語で作成することができる。

5　第三項の書面（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、英語で記載することができる。

（金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出）

第二百四十六条の二十八　法第六十三条の十一第二項において準用する法第六十三条の九第七項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十一号の六により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しを添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

2　前項の届出書（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、英語で記載することができる。

3　第一項の書面（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、別紙様式第二十一号の六に準じて英語で作成することができる。

（金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に該当しなくなった場合の届出）

第二百四十六条の二十九　法第六十三条の十一第二項において準用する法第六十三条の九第十項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、その旨、該当しなくなった年月日及び該当しなくなった理由を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

2　前項の届出書（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、英語で記載することができる。

（金融商品取引業者が海外投資家等特例業務の休止等の届出を行う場合）

第二百四十六条の三十　法第六十三条の十一第二項において準用する法第六十三条の十第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　役職員に外国の法令等に反する行為（海外投資家等特例業務以外の業務に係るものにあっては、当該金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限る。以下この号及び次号並びに次条第一項第三号及び第四号において「事故等」